

○ 事業の用に供する施設・設備、職員等に関すること（一般型）

＜施設＞

（１）面積基準

室名等		有効面積（※）				基準（市で記入）
		1 階	2 階	3 階以上	合計	
乳児室 （0 歳児）	室数					1.65 m ² ×0 歳児の定員＝ m ²
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
ほふく室 （1 歳児）	室数					3.3 m ² ×1 歳児の定員＝ m ²
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
保育室 （2 歳児）	室数					1.98 m ² ×2 歳児の定員＝ m ²
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
遊戯室	室数					
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
合計		m ²	m ²	m ²	m ²	
その他（ ）						

※ 保育室内の押入れ等は含めない。（移動可能なものは除く）

（２）設置設備

※該当する□にレ印を記入すること。

設置設備	☐ 幼児用便所（大 器, 小 器） ☐ 職員用便所（大 器, 小 器） ☐ 調理室 ☐ 幼児用手洗用設備 ☐ 乳児室の区画（ ☐ 専用室, ☐ 棚, ☐ その他（ ）） ☐ その他（ ）
------	---

＜定員及び配置保育士等の数＞

（定 員）

歳 児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
乳児等通園支援事業 利用定員数				

（配置すべき保育士等の数）

歳 児		0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計（※2）	基準（市で記入）
保育 従事者 （※1）	保育士資格有					①0 歳児： 人/3＝ 人
	保育士資格無					②1 歳児： 人/6＝ 人 ③2 歳児： 人/6＝ 人
						計 人

（※1）保育従事者は、原則 2 人以上の配置が必要です。

（※2）保育従事者の半数以上は保育士であることが必要です。

＜職員一覽＞

[illegible]

(備考)

- ・ 乳児等通園支援事業に従事する全職員（嘱託医は除く）を記入すること。
- ・ 職名欄には、施設長、保育士、調理員等の区分を記入すること。
- ・ 資格種類欄には、「保育士、看護師、栄養士」等の資格を記入すること。
- ・ 雇用形態欄には、常勤、非常勤（パート）、派遣の区分を記入すること。
- ・ 保育士以外の者については、修了した研修名、実施機関、修了年月日を備考欄に記入するとともに、修了証（認定証）の写しを添付すること。
- ・ 採用者が決まっていない場合は、氏名欄を仮名（例：「A」、「B」等）とし、備考欄に「○月採用」などと記載すること。

＜建物等の状況＞

建物の構造	☐ 鉄筋コンクリート ☐ 鉄骨造 ☐ れん瓦造 ☐ 木造 ☐ その他（ ）	☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他（ ）
	階建ての 階	
建築年月	年 月	
建築確認日	年 月 日	
建物の形態	☐ 専用建物 ☐ 集合住宅 ☐ 一般住宅 ☐ 店舗付住宅 ☐ 事務所ビル ☐ その他（ ）	
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 賃貸 相手方氏名： 月額賃料 ： 円（管理費 円） 賃貸借期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 抵当権設定：☐有 ☐無 抵当権者 ：	
建物の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 賃貸 相手方氏名： 月額賃料 ： 円（管理費 円） 賃貸借期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 抵当権設定：☐有 ☐無 抵当権者 ：	

＜耐火基準等＞

（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）の設置階が2階以上の場合のみ記入）

（１）耐火建築物等の有無

法…建築基準法

	項 目（該当する□にレ印を記入すること。）
建物の基準	☐ 耐火建築物（法第2条第9号の2に規定するもの） ☐ 準耐火建築物（法第2条第9号の3に規定するもの）

（２）設備基準

※保育室が4階以上の場合は別途対応

		項 目（設置している設備の□にレ印を記入すること。）
2 階	（常用）	☐ 屋内階段 ☐ 屋外階段
	（避難用）	☐ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 建築基準法施行令第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段
3 階	（常用）	☐ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ☐ 屋外階段
	（避難用）	☐ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ☐ 建築基準法施行令第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段

※避難上有効で保育室等からの歩行距離が30メートル以下に設置してあること

（３）その他の防災設備

	項 目（設置している設備の□にレ印を記入すること。）
2階以上	☐ 乳幼児の転落防止設備（保育室等その他の乳児が出入りし、又は通行する場所に設置） ⇒ ☐ 窓柵 ☐ テラス手すり ☐ 階段手すり ☐ その他（ ）
3 階 以 上	☐ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの ☐ 調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設置され、かつ外部への延焼防止措置が講じられている ☐ 調理設備とそれ以外の部分が、耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されている ☐ ダンパーが、暖房又は冷房設備の風道が床若しくは壁を貫通する部分（これに近接する部分を含む）に、防火上有効に設置されている
	☐ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている ☐ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備 ☐ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについての防災処理